

妊婦のための支援給付について

妊娠時から出産・子育てまで一貫して寄り添い、安心して出産・子育てができるように、身体的・精神的ケアと経済的支援を行います。対象者へは、妊娠届出時に保健師や助産師との面談でご案内します。



←HPはこちら

妊婦支援給付金

【支給対象者】

- 申請日時時点で名張市に住民票を有する方
- 名張市で妊婦給付認定を受けた方

【給付額】

- 妊婦支援給付金（1回目）
妊娠届出後5万円
- 妊婦支援給付金（2回目）
胎児（赤ちゃん）1人につき5万円

※他の市町村で、妊婦給付認定を受けておられる方が名張市に転入された場合は、改めて名張市の妊婦給付認定を受ける必要があります。

（なお、1回目の給付を他市町村ですでに受給されている方は、2回目のみ受給が可能です。）

妊婦支援給付金の支給を受けるためには申請が必要です。

問合せ先

名張市 福祉子ども部
健康・子育て支援室
(0595) 63-6970

1 【妊娠の届出 母子健康手帳の交付】

妊娠届出時に面談とアンケートを実施し、妊婦支援給付金（1回目）の申請書をお渡しします。面談後、概ね3か月以内にご申請ください。

妊娠中の過ごし方や、まちの保健室の紹介、産前・産後に利用できるサービス等について説明します。



申請後
妊婦支援給付金
（1回目）支給

2 【妊娠8か月アンケート の送付】

妊娠中の困り事や心配事がないかアンケートを送付します。

希望者には、その後面談を実施し必要に応じてサービスの利用について一緒に考えます。



3 【こんにちは 赤ちゃん訪問】

生後2か月頃のこんにちは赤ちゃん訪問時に、アンケートを行い、妊婦支援給付金（2回目）の申請書をお渡しします。訪問後、概ね2か月以内にご申請ください。

また予防接種や地域の子育て支援情報についてお伝えします。



申請後
妊婦支援給付金
（2回目）支給

その後も健診等で、
子育てをサポート
します